



広報

No.423

2008.4

ゆしゆ



美しい歌声で観客を魅了
～春よこいコンサート～

平成20年度

町政執行方針



利尻町長 田島 順逸

平成二十年第一回利尻町議会定例会の開会にあたり、町政執行の基本的方針を申し上げ、町議会議員、町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

国内の景気は好景気と言われているものの、北海道経済にあつては依然低迷が続いており、一方、自主自立した地域社会をめざす地方分権社会が進む中、国の三位一体改革を柱とする構造改革により歳入の大宗を占める地方交付税はこれまでにない大幅な削減が続いております。さらに、自主財源である町税においても増収は望めず、本町の財政事情は、かつてない非常事態にあります。最重要課題として財政運営の建て直し、健全化を図ることが緊急を要しており、当町に見合う財政規模に相応しい行政運営を執行していくべきことは当然であります。平成二十一年度から適用されます財政健全化法によります新しい財政指標の適用を受けますと早期健全化団体になることは避けられない場

合も十分考えられます。こうした、この状況を踏まえ、早い時期に自主財政健全化計画を策定する予定であります。

その手段として、役場庁舎内に職員によるプロジェクトチームの設置を含め、利尻町集中改革プランの見直しや今まで以上に事業や施設の休止や統廃合、人件費の削減、物件費等の節減を図り、一層の経常経費の節減に努める一方、事務事業等機構や施策の見直しを進めます。このことにより町民の方々に痛みを伴う行政サービスの低下、とりわけ本年度に改定いたします使用料、手数料の引き上げに對しまして、ご理解とご協力をいただくかなければなりません。また、将来の財政事情も含めて町民の方々にご理解いただくため、本年度において各自治会等を通じ現状説明をする機会を設けてまいりたいと思っております。

定住促進、雇用の場の確保や基幹産業である漁業をはじめ、商工・観光業の振興、公共事業の確保、福祉・医療の充実や生活基盤の整備などを進めるなど、本町の一層の発展のため、夢と希望をもって町議会を始め、町民と一体となり英知を出し合い、依存型から「自分達に何ができるか」「何をすべきか」の考え方に立っていただき、共に汗水を流し合った協働の町づくりを進め、町民一人ひとりが豊かさを実感できる地域創造型社会を形成し、未来に誇れるまちづくりへ向け、地方分権を積極的に進め行政運営に取り組みることが、自治体に課せられた責務であり、その役割を担う責任を自覚し、多様化する行政ニーズや町民皆様の負託に応えるよう、次の五項目を重点課題として全力を尽くして取り組んでまいります。

- 1 行財政改革の推進と協働したまちづくり
 - 2 豊かで活力に満ちた産業のまちづくり
 - 3 健康で共に支え助け合う心温かい福祉のまちづくり
 - 4 豊かな自然を生かし安全で安心できるまちづくり
 - 5 心豊かで創造性に富んだ人を育むまちづくり
- ▼都市部においては好景気が続いている中で、地方や本町においては依然厳しい状況が続いておりますが、元来、本町は財政基盤が脆弱であるため、財源の多くを地方交付税と起債に依存しながら、スポーツ・文化施設や福祉、観光施設、さらには港湾や下水道事業などの社会基盤の整備充実を近隣の自治体より先駆けて取り組んできましたが、借入した起債の償還額がピークを迎えていることから、これまでにない逼迫した財政事情が現状であります。
- このことから、町と町民が一体となり創意と工夫をこらした活力と魅力ある町づくりを推進していくことが、今後の自治運営にとって一段と重要となっております。

1 行財政改革の推進と協働したまちづくり

このため、地域社会の産業と経済の動向に大きな影響を及ぼす漁業や商工・観光業などの産業の振興、公共事業や

地域資源を活用した新しい産業の創出などによる雇用対策、生きがいと安定した生活基盤を形成するための保健・福祉・医療の充実や防災消防対策、町民が豊かで安心した生活を送るために不可欠な社会基盤の整備など、取り組まなければならぬ施策は数多くありますが、限られた財源の中では、今までのように町依存型体制のまま地域経営を行うのは極めて困難な状況にあります。

推進と協働したまちづくりを一層進めてまいります。

なお、職員の服務につきましては、現在の社会情勢は少子高齢化の進行、急速に進む情報化、国際化、環境問題、地方分権社会への移行など、多様化する中で今後何をすべきか意識を新たにすること、地域住民の要望にこたえるためには幅広い知識と、柔軟な思考力、創造性を涵養することが肝要であります。

また、町職員は全体の奉仕者としての再自覚のもとに職務上知り得た情報については守秘し、なおまた、その職の信用に傷をつけ不名誉となるような行為はあってはならないし、公共の利益のため、職務に専念しなければなりません。こうしたことの重要性を改めて認識し、公正かつ公平な町政の推進に努めてまいります。

こうしたことから、地域経営の考え方をえ、不本意ではあります、生活に直接関わる各種使用料や負担金の引上げ、各種事務事業等の更なる見直しや縮小など行うことにより、町民の皆様には、痛みを分かち合っていたく結果とはなりますが、深いご理解をいただき、町民の皆様と共に力を携えて新たな可能性を切り開き、行財政改革の

市町村合併問題については、これからの地域経営を考えるときに避けられない最重要課題であり、慎重な議論が必要

であると考えておりますが、四月から利尻富士町との任意合併協議会を設置し、行政体制の充実・強化を図るため、

北海道をはじめ関係機関の協力を得ながら合併に向けて隣町と積極的に進めてまいります。



ゆきまるだ製作

昨年、知事の政策予算として「北海道地域再生チャレンジ交付金事業」がスタートし、本町が初年度のモデル事業に採択されたところですが、本年度も引き続き、北海道では初の10分の10の助成金により事業が継続実施されます。本年度は「利尻山十六景」を新たな観光資源の発掘事業と

して整備を行うほか、本町独自の文化である「海藻クラフト」と「二行詩」を使った全国規模のコンクールを開催したいと思っております。また、都市部との交流事業を実施するなど、地域文化による交流人口の拡大を図ってまいります。

利尻湧水活用事業では、水資源を活用した企業誘致活動を本年度も引き続き行っております。このほか、冬のイベントとしての「ゆきまるだ灯りフェスティバル」では、町民や海外からの参加者を増やし、徐々に国際イベントに向けた取組み定着化を図っていきたく思っております。

事業の実施団体としては、昨年立ち上がった地元NPO法人や札幌連絡事務所、観光協会等関係団体と連携し、町内外の人との関わりを持ちながら進めてまいります。

さらには、IT技術を最大限に活用し全国に向けた観光宣伝や観光関連情報を含めた地域情報の発信にも、引き続き積極的に取り組んでまいります。

本年は、利尻島の歴史の中で大きな節目の年であり、会津藩が北方警備をしてから200周年の記念すべき年を迎えることから、「会津藩北方警備200周年記念事業」として、会津若松市と北方警備のゆかりの地で、相互訪問、物産交流などの記念事業が企画されております。



福島県知事、会津若松市長 墓参

2豊かで活力に満ちた産業のまちづくり

産業の発展は、地域社会に大きな影響力を及ぼすことから、町民と一体となった施策の展開が必要であり、基幹産業である水産業の振興対策と

観光事業や商工業の振興は地域を支える産業である故に、町政においても最重要課題であることから、関係機関と連携を図りながら、一層の産業振興に努め、豊かで活力に満ちた産業のまちづくりをめざしてまいります。

▼水産業について申し上げます。

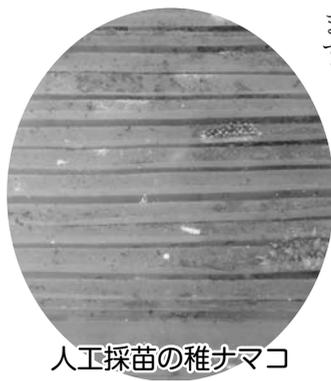
本町の水産業は、養殖コンブの増産やナマコの価格高騰により漁業生産額が増大しているものの、漁業者の高齢化や漁船漁業着業者の減少、天然コンブの減産など漁業全体が依然として厳しい状況にあることから、今一度漁協が、漁業者自らが原点に立ち帰って真剣に取り組んで行かなければなりません。利尻四漁協が合併し、新しく利尻漁業協同組合が誕生したわけであり

ますので、今後の新組合の強い指導力を期待するものであります。

漁船漁業の大きな課題である利礼周辺海域における沖合底曳網漁業（沖底）の問題に

ついては、これまで適切な資源管理をはじめ操業秩序や取締体制の強化、漁業免許の知事権限移行問題などについて、道へ強く要請してきたものの、抜本的な解決策が未だ見出せない状況にあります。魚資源の増産対策と沖底対策として、時間を要しましたが本年度より仙法志堆「利尻根」周辺に大規模な魚礁設置による漁場造成事業が実施されます。なお、沖底問題については、引き続き道や関係団体へ要望を行ってまいります。

流を実施してまいります。磯付漁業者によるナマコの生産がおこなわれており漁業所得の増大につながっております。昨年、ナマコの人工種苗に成功し試験放流することができました。まだまだ課題はあり試行錯誤の状態ですが、今後の本格的な種苗生産に見通しがたちましたので積極的に取り組んでまいります。



人工採苗の稚ナマコ

磯付漁業については、ウニ・コンブの安定生産が強く望まれます。特に天然コンブの増産が漁業所得に大きく左右することは申すまでもありません。天然コンブの増産を図るため、本年度もチェーンによる駆除船の雑海藻駆除事業が杓形・仙法志両地区で計画されておりますが、漁業者自らも前浜の雑海藻駆除に取り組んでいただきたい。

ウニ資源につきましては、安定生産が図られるよう引き続きウニの人工種苗生産・放

き続き次期対策についても関係町、漁協とも協議し、国へ要望してまいりたいと思っております。

コンブ養殖事業については、極めて安定生産が図られ町全体の漁業生産額の四割弱を占め、欠かすことのできない漁業となっております。しかしながら、高齢化により着業者が減少しており、また新規参入者がなかなか難しい状況にありますので、早急な対策が必要であります。着業者や漁協とも十分協議しながら取り組んでまいります。



コンブ干し

コンブの輸入割当制度（I Q 制度）の堅持についても引

き続き漁協等と連携を図り取り組んでまいります。

食品の偽装問題で食品の安心、安全が強く求められている今日、利尻昆布は利尻ブランドとして認知されておりますが、水産物の衛生管理や生産履歴、産地表示などを更に徹底し、更なる利尻ブランドの確立を図ってゆかなければなりませんし、また新製品の開発等漁協はじめ関係団体と連携を図りながら積極的に取り組んでまいります。

▼次に、港湾・漁港整備について申し上げます。

杓形港が利尻島の防災拠点港としての役割のもと、整備を進めておりますマイナス七・五m耐震強化岸壁は、一部暫定供用開始をいたしました。が、本年度も引き続き耐震強化岸壁の整備を進めてまいります。

漁港整備につきましては、懸案でありました仙法志漁港、蘭泊漁港が本年度より本格的に施設整備工事に着手されますし、新湊漁港も継続して本年度係留施設の整備工事が進められます。

漁港は漁業生産活動の拠点であり、早期の整備促進に努力してまいります。

海岸保全事業については、仙法志本町海岸の護岸改良工事が継続事業として本年度も実施される予定であります。

また、道に整備方の要望をしております富士見町地区など海岸整備事業について、着工整備されるよう引き続き努力してまいります。

▼次に、商工業及び観光業について申し上げます。

本町の商工業は、少子高齢化や公共事業の縮減や漁業生産の低迷、更には大型店の進出等により、非常に厳しい状況にあります。町の財政状況も厳しさはありますが、町のできる範囲内で引き続き支援してまいります。

観光については、平成十一年から平成十五年まで右肩上がりで推移していた利尻島観光客の入込数は平成十六年から四年連続の減少となり、平成十九年度は二〇万人を割り、一九九九年程度となる見込



沓形～香深航路

みであります。一向に下げ止まらない状況は、利尻島ばかりでなく礼文島も同じであり、その対策が急務であります。

利尻礼文は多くの方々の「憧れの地」であるにもかかわらず、なかなか行くことのできない利尻礼文に行ったが満足できず、風評として利尻礼文離れを促していると推測されます。来島された方々のアンケートを見ますと、「食」であったり「体験」などの満足できるメニューを提供できなかったことも否めません。俗に言われている「自然は一流、施設は二流、サービス三流」であります。先般、町内の観光協会が主

催し観光関連業者の皆様による意見交換会が開かれ有意義な議論がなされましたが、非常に強い危機感を抱いており、自分達が何かをしなければとの思いを感じられましたし、幾つかのアイデアも出されました。

観光地として、全ての面においてまだまだ十分とは言えないものの、ハード、ソフト両面の受入のための諸条件は整ってまいりましたし、また新しい観光資源の発掘も行っております。

利尻島の豊かな自然環境に魅力を感じて来島された皆様に満足していただくための、利尻ならではのものを具体的なメニューとして発信していかねければなりません。そうすることがリピーターとなり観光客の入込み増加につながるものと確信しております。また、誘致宣伝活動も国内ばかりではなく、外国にも目を向けなければなりません。引き続き管内の観光関連団体と十分連携した宣伝活動に努めるとともに、利尻礼文が一つになって宣伝することも極

めて重要でありますので、本年度より観光パンフレットを「利尻・礼文」版として合同で作成することにいたしましたし、観光に関するホームページの充実にも努めてまいります。

なお、ホテル利尻の運営についてですが、ここ数年、低迷している離島観光は、今年開催される洞爺湖サミットや北京オリンピックによる更なる影響が懸念されているところであり、この不振を乗り越え安定経営をするためには、今持っている利尻島の魅力を最大限提供できるように努めることが肝要であると考えておりますので、ホテル利尻においては全国屈指といわれている良質の天然温泉と日本海の大海原を眺望できる露天風呂、そして利尻島の魚介類を中心とした海鮮料理をこれまで以上にアピールし、宿泊客の確保に努めてまいります。

▼次に、ふれあい保養センターの運営にあたりましては、源泉を加温しない温泉が好評

であることから、日帰り利用客も増えておりますので、引き続き経営コストの削減を図りながら気軽に利用していただけるよう努めてまいります。

利尻島がこれからも魅力ある観光地となるよう観光関連業者はもとより地域全体でさらなるホスピタリティの醸成に努め、利尻ブランドを最大限に活用して観光と水産が連携して本町の産業振興が図られるよう、観光協会をはじめ関係機関・団体と十分連携を図り推進してまいります。



ホテル利尻露天風呂

▼次に、砕石事業について申し上げます。

平成二十年年度の北海道開発

事業費が前年度当初比三・五パーセント減となったことや、道及び自治体において相次いで公共事業費を大幅に削減するなど、管内の景気動向は依然厳しい状況を辿らざるを得ないものと予測されます。

砕石業界にあっても、工事の縮減による需要の減少に加え再生骨材の優先使用など代替品の使用増加、さらには原油高騰による生産・輸送コストの上昇など苦境に追い討ちをかけられ、業況は未曾有の危機的状況が続くものと思われ

ます。このような厳しい状況のなか、経営安定のためには経営環境の変化に即し、徹底したコスト削減による経営体質の強化を図るとともに、砕石業の構造改革や適正な生産と価格の維持・増高に向けた取り組みが必要であると言われておりますが、当地域にあつてはさらに深刻な状況となっており、平成二十年度においても販売量の増加を見込めないことから、本年度の骨材の生産・販売量ともに昨年度に引

3健康で共に支え助け合う 心温ったかい 福祉のまちづくり

▼生きがいと安全で安心して暮らせる地域社会づくりを重要課題として、保健福祉医療の一層の充実や防災消防対策の拡充等、各種施策を展開し、健康で共に支え共に助け合う心温ったかい福祉のまちづくりをめざしてまいります。

また、従業員の安全と健康管理にも十分配慮しながら災害・事故の防止を始め現場環境や景観対策として原石採取跡地の修復保全、景観保護対策を実施し、防塵対策、交通安全対策についても万全を期してまいります。

また、従業員の安全と健康管理にも十分配慮しながら災害・事故の防止を始め現場環境や景観対策として原石採取跡地の修復保全、景観保護対策を実施し、防塵対策、交通安全対策についても万全を期してまいります。

まず、社会福祉についてありますが、社会福祉の充実、向上については、町政の重要課題の一つとして、積極的に取り組んでまいりました。しかしながら、今日、少子高齢化やマンパワーの不足など本町における福祉環境は益々厳しい状況下にあります。このため、地域との絆を大切にしながら、社会福祉協議会を中心に民生児童委員、自治会、ボランティア団体等との連携、協働を綿密に図るとともに、協働の精神を持って、社会福祉のより一層の充実に努めてまいります。



リングブルで車椅子寄贈(仙中より)

地域福祉につきましては、真に町民一人ひとりが“ふれあい”や“支え合い”の連帯意識が高まり、実感できるよう福祉思想の普及啓発活動を一層推進してまいります。

また、障害者福祉については、平成十八年度策定された利尻町障害者福祉計画を基本とした障がい者への福祉サービスが安定的、継続的に実施できるように万全な体制を図ってまいります。

介護保険制度については、いつでも、どこでも、誰でも“を合言葉に、必要な介護が受けられるように、内容の充実を図り、介護保険会計の健全な維持に努めてまいります。

す。

また、高齢者福祉では、“地域包括支援センター”を中心に在宅福祉サービスを包括的に支援するよう積極的に取り組んでまいります。特に、国の制度改正により、更なるサービス提供の充実、新予防事業の実施など、新たな事業展開が求められていることから、地域包括支援センターを核としたサービス体制の確立を図り、在宅福祉を基本とした支援事業を展開し、福祉サービスの充実に努めてまいります。

なお、本年度は国の医療制度改革に伴い、七五歳以上の後期高齢者に対する医療給付の後期高齢者医療制度がこの四月一日より実施されます。これには、北海道の全市町村で組織する“北海道後期高齢者医療広域連合”が既に設立されており、七五歳以上の後期高齢者が全員加入し、後期高齢者にかかる保険料の賦課、医療給付等が開始されますので、これらの事務事業の推進に万全を期してまいります。

なお、特別養護老人ホームの運営については、入居者の方がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができますよう、明るく、家庭的な心のこもったお世話をし、心豊かで安らぎを感じる環境や寄り添い合える人間関係を作り出すとともに、地域の人々との交流を積極的に進め、個々の生活の質を高めてまいりますとともに、引き続き在宅福祉やデイサービス機能の充実を図ってまいります。

庭、地域、保育所、学校の連携により推進してまいります。また、利尻町次世代育成支援行動計画に沿った必要な措置を講じてまいります。

▼次に、保健衛生・国民健康保険事業については、「りし健康づくり二十一」を指針とし、各地域からの保健推進員をはじめ地域の皆さんの協力を得ながら、健康相談や健康指導、リハビリ教室など各自治会館を活用しながら、これまで以上に地域に密着した保健指導活動を展開するとともに、医療費の増大対策にも資すべき疾病予防活動にも努めてまいります。

・相談をはじめ、適切な事務執行に努めてまいります。また、清掃業務については、日常の円滑な運営に努めるとともに、地域の環境の維持・保全のために自動車の投棄防止の徹底や廃車処理、廃屋の整理についても積極的に取り組んでまいります。

がけ、救急医療や時間外診療においては、いつ、どこにいても、どんな時においても、島民が等しく安心して医療が受けられますよう今後とも最善の努力を尽くし、取り組んでまいります。

▼次に、消防防災について申し上げます。本町は、離島という地理的条件で、町内の一部は海岸線に沿って住家が連帯しており、特に地震や津波、高潮等の災害時には、住民の生活や財産に多大な影響を及ぼすことが心配されていることから、防災行政無線の維持管理や適切な利活用を進め、さらには、自主防災組織の結成を呼びかけるなど、非常時体制の確立を図ってまいります。本年度も引き続き、各自治会とも連携を図りながら自主防災組織の組織化に努めるなど、自防達の地域は自分達で守る“を合言葉に、また消防署との連携も一層図るなどして、さらなる防災意識の高揚に努めてまいります。

更に、入所者、又利用者の機能低下と認知症状の重度化が著しく、それぞれに合わせた生活に対応すべく環境整備は勿論のこと、職員の教育、介護研修等により資質の向上と不祥事がないよう注意を促しながら、これまで以上に、より楽しく、生きがいをもつて生活できますよう最善を尽くしてまいります。

また、積極的に国民健康保険制度の周知を図り、より多くの町民の参加をいただきながら、町民の健康づくりに努めるとともに、各種補助金の確保や国保税の収納率向上により、国民健康保険事業の安定経営に努めてまいります。

▼次に、医療対策であります。最近、医師の都市部への志向や医科大学の医師派遣の引揚げが相次ぎ、地方への勤務医が不足し診療体制の縮小や統合など深刻な問題となっておりありますが、幸い北海道の配慮を得て、利尻島国保中央病院は利尻島内の基幹病院として、変化する医療事情に昼夜を問わず、敏速に対応しております。現在医師1名が不在となっておりませんが、本年度は医師の交代時期であり、新たな診療体制の下で、島民の健康と生命を守り、しかも信頼と期待に応えながら、また多様化する医療ニーズにも応え、安心して診療が受けられるよう、なおまた、親切で心温かい病院、診療を常に心

▼次に、妊産婦の出産支援事業についてありますが、少子対策や子育て対策の一環として、道内の離島五町からの要望に応じて道は昨年十月から妊産婦の航路運賃の割引助成をしていただいておりますが、さらに今年度より離島妊婦安心出産支援事業費補助金制度を新たに創設し、島外宿泊費についても助成することになりました。当町においても引き続きフェリー運賃と新たに宿泊費の助成を行い、妊産婦が安全に安心して子どもを出産できる環境づくりの推進を図ってまいります。

なお、消防対策については、町民の生命と財産を災害から守るため、一層の防火思想の普及強化や火災の未然防止のための防火査察の徹底に努めるとともに、救急業務についても消防関係者とともに万全を期し、安全で安心できる町

児童福祉対策については、「子育て支援センター」の充実を図り、育児相談や指導などの事業をこれまで同様、家

さらに、国民年金業務については、情報を的確にしながら町民の国民年金加入の指導

歯科診療においては、現在町内には二ヶ所の診療所が開設されておりますが、今後とも診療体制の充実に努めてまいります。

歯科診療においては、現在町内には二ヶ所の診療所が開設されておりますが、今後とも診療体制の充実に努めてまいります。

歯科診療においては、現在町内には二ヶ所の診療所が開設されておりますが、今後とも診療体制の充実に努めてまいります。

歯科診療においては、現在町内には二ヶ所の診療所が開設されておりますが、今後とも診療体制の充実に努めてまいります。

歯科診療においては、現在町内には二ヶ所の診療所が開設されておりますが、今後とも診療体制の充実に努めてまいります。

歯科診療においては、現在町内には二ヶ所の診療所が開設されておりますが、今後とも診療体制の充実に努めてまいります。

歯科診療においては、現在町内には二ヶ所の診療所が開設されておりますが、今後とも診療体制の充実に努めてまいります。

歯科診療においては、現在町内には二ヶ所の診療所が開設されておりますが、今後とも診療体制の充実に努めてまいります。

づくりをめざして、引き続き努力してまいります。

また、交通安全対策については、交通安全の意識高揚と交通事故防止のため、関係機関や団体等とより一層連携を深め、「交通事故死ゼロ二〇〇〇日」達成に向けて、家族ぐるみ、職場ぐるみ、地域ぐるみで交通事故防止に粘り強く取り組んでまいります。

4 豊かな自然を生かし 安全で安心できる まちづくり

▼自然景観や環境保全との調和を図りながら、社会基盤の整備や町民生活環境の改善のため、道路整備をはじめとして住宅、水道、下水道、治山・治水等の各分野にわたる事業の推進と各事業施設の適切な維持管理に万全を期すとともに、豊かな自然を生かし安全で安心できるまちづくりをめざしてまいります。



交通安全旗波作戦

▼まず、道路整備についてありますが、道路は、町民生活の充実に向上をはじめ、生産基盤の確保、産業の振興など、地域経済の推進と発展に大きな役割を果たしております。さらに、今日の増大した交通量や車両の大型化、また、交通安全対策や災害対策にも十分考慮した道路を基本に、計画的な改良整備が行われております。

町道については、杓形市街一号线道路改良事業の整備を引き続き進めてまいります。

また、道道については、災害対策上急を要していた久連地区の道路改良が引き続き実施されるほか、交通安全対策上懸案箇所となっている旧自然の家付近周辺の道路改良整備が平成二十一年度の完成を目途に、本年度用地買収や物件補償が進められる予定であります。

また、道に要望してあります、日出町地区の道路改良や杓形本町地区の交差点の拡幅整備について、整備促進が図られるよう引き続き要望してまいります。

▼次に、住宅について申し上げます。

住宅は、生活を営む上で重要な生活基盤であることから、町民の住宅事情を考慮し、一般世帯向けの公営住宅や単身者向けの特定公共賃貸住宅を計画的に整備してまいります。

本年度も公営住宅の建設計画はありませんが、住宅の計画的な維持・補修につとめてまいります。

▼次に、簡易水道、下水道について申し上げます。

はじめに簡易水道についてはありますが、平成十五年より五カ年計画を進めてまいりました仙法志地区の基幹改良工事が平成十九年度で完了し、これをもって、杓形・仙法志両地区の大規模な水道施設の基幹改良工事が一応終了いたしました。

今後は何ら不安なく、町民の皆様が安全で安心な水の供給ができるものと思っております。引き続き両地区の水道施設の維持管理に万全を期してまいります。

また、近い将来の杓形簡水と仙法志簡水の事業統合を視野に入れ、懸案となっております杓形地区の水質改善について検討して参りたいと思っております。

下水道については、本年度も引き続き元村地区の一部と御崎地区の管渠布設工事を実施いたします。なお、仙法志地区の下水道整備は、本年度をもって完了いたします。

生活環境の向上と沿岸海域

の水質保全等を図るために、平成九年度より下水道整備を進めてまいりましたが、平成二十年度の仙法志地区の工事を完成をもって杓形・仙法志両地区の計画区域全ての整備が完了いたします。今後は、施設の維持管理に万全を期すとともに、下水道の加入促進を図られるよう努めてまいります。

▼次に、治山・治水について申し上げます。

豪雨時や融雪期の異常流出等は、河川の浸食や土砂の流出等をもたらし、人家や水産資源への被害を引き起こす大きな災害を防止するため、治山・治水・急傾斜地対策が必要であります。

本年度においても、引き続き国においては長浜大空沢の治山工事が実施されるとともに、北海道による大空沢砂防ダムの嵩上工事が着手されます。

また、平成十九年度からの二カ年継続事業とし整備しております久連根上の沢なだれ防止と政泊ワンド地区の急傾

斜地整備工事を実施し、災害防止に努めてまいります。

なおまた、仙法志セパウン川や大空沢砂防堰堤の流出土砂の排土については引き続き北海道において実施予定となっております。

▼次に、緑の環境づくりについて申し上げます。

森林は、水源の涵養や水質浄化をはじめ、土砂崩れ等の災害防止、空気の浄化、暴風対策など様々な働きにより、私たちの暮らしに限りない恩恵をもたらしております。

また、水産資源の生息環境にも大きく貢献しており、こうした公益的機能の観点から、長期的展望にたった森林の整備と、適切な維持管理が必要でありますので、本年度も関係機関とも連携を図りながら、除間伐や下刈、つる切り等の保育事業を実施してまいります。

また、林道の維持管理に努めるとともに、林野火災予防対策についても配慮してまいりますし、森林公園については、自然景観と緑に恵まれた

町民の憩いの森として、また、島を訪れる観光客にも喜ばれる施設として、今後とも、維持管理につとめてまいります。

町民の緑と花を愛する住民運動、更にはまちづくり事業として定着している「利尻町みどり豊かなまちづくり推進委員会」による花いっぱい運動は、町民を始め、訪れる人々の心を癒し、また潤いを与え、観光地としての受入体制や沿道景観の保全など、「美しい景観」「魅力ある観光地」づくり大いに寄与しており、今後とも支援をしてまいります。



花 株 植 栽

5心豊かで創造性に富んだ人を育むまちづくり

▼日々変化する社会の中で、本町の子供たちが優しい心や美しい心を持ち、自然環境に恵まれた郷土に愛情と誇りと自信を抱き、新しい時代を自ら切り開く意欲を持つ、心豊かでたくましい人づくりのために地域一体となって、町民一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれでも」学べる生涯学習社会を構築し、心豊かで創造性に富んだ人を育む町づくりをめざしてまいります。

▼生涯学習においては、町民の学習要求に適切に応えられるよう、多様な学習機会、学習情報を提供するなど、活かされる生涯学習社会を目指して、交流促進施設や町内各施設等もより有効に活用しながら、各種学習活動の支援に努めてまいります。

▼学校教育にあつては、教育関係法の改正等を受けて、子どもたちを取り巻く教育環境等が大きく変革し始めている

中、心身ともに健全な子どもたちを育てゆくために、教育委員会を中心に、学校教育活動の一層の推進と地域に信頼される学校づくりのために、学校や家庭・地域と連携協力して子どもたちの健やかな成長が図られるよう努めてまいります。

なお、新湊小学校の統合につきましても、同校関係者からの要望を真摯に受け止め、町議会、教育委員会とも協議の上、結論を得たいと考えております。

▼以上、平成二十年度の町政の推進にあたっての所信の一端を述べさせていただきますが、私は「町民のための町政」を信条として務めてまいりました。本年度も心新たに誰もが入り込んでよかったですと思えるふるさとをめざしながら、引き続き町民皆様の幸せと魅力ある地場産業の振興発展に、大変厳しい時代ではありますが、粉骨碎身の思いで最善を尽くして取り組んでまいりますのであります。

▼社会教育につきましては、多様化している町民からの学習要求を的確に捉え、積極的に対応してまいります。

このため、地域に根ざした各種学習の展開、各分野との連携や各種指導者の育成を充実させ、町民が生き生きと積極的に学習活動に参加できる活力と潤いのある地域社会の形成に努めてまいります。

また、体力づくりと心身の健康を保持するスポーツ活動を推進するとともに、施設の効率的な管理運営にも努めてまいります。

そして町民の皆様の一層のご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。私の町政に対する執行方針を終わらせていただきます。

平成20年度

教育行政執行方針

利尻町教育委員会

教育長 保野 洋一



平成二十年度利尻町教育行政の執行に関する所信を申し上げ、その推進に努め、本町教育の一層の充実・向上を図ってまいりたいと考えておりますので、町議会議員の皆様並びに教育関係者、町民の皆様のご理解、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

はじめに

教育基本法が平成十八年十二月に改正され、新しい教育基本法の理念に基づき、教育施策の総合的・計画的な推進を図るため学校教育法・地方教育行政の組織及び運営に関する法律・教職員免許法の間をゆるる教育三法の一部が改正され、教育行政が変革に向けて大きく動き始めました。

近年、科学技術や医学等の目覚ましい発展とともに国際化、高度情報化、経済のグローバル化など、社会の急激な変化がおきております。反面、氾濫する情報内容と情報量は個人の判断を損なわせ間違った選択をする確率を高くしております。

また、少子・高齢化、核家族化などにより人との触れ合いが希薄となり、お互いの意志の疎通が出来なくなるなど社会性の欠如が叫ばれ、物質的に豊富である今の社会は、物の大切さや、生きていることへの感謝の気持ちが忘れがちになっていると思われま

す。このような中、改正された教育基本法では公共の精神に基づいて、主体的に社会の形成に寄与する態度や生命や自然を尊重する態度、我が国と郷土を愛する態度などを規定し、重要な課題として取り上げられております。



除雪ボランティア

国の教育審議会においては「二十一世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」を目指す観点から「生きる力」の理念を共有し、さらに推し進めることを基本的な考えとして挙げております。そして、この公共の精神等を育成するためには、学校はもとより、家庭や地域社会が重大な役割を持つていると考えます。

また、北海道においても、こうした国における教育改革を受けて、めざす教育の基本的な理念や方向などを明確化するために、基本理念を「自然豊かな北の大地で、自立の精神に溢れ、夢や希望の実現に挑戦し、これからの社会を担う人を育む『自立』、心豊かにともに支え合い、ふるさとに誇りを持つ人を育む『共生』を柱とする『北海道教育ビジョン』を策定いたしました。

本町におきましては、本年度も平成十八年度に策定いたしました「利尻町教育推進計画」（平成十八～二十一年度）を基調として、国・道にお

ける教育改革による様々な改正にも速やかに対応するために、教育推進計画の見直し等の検討も含め柔軟に対応し、本町の教育の推進・振興に努めてまいります。

社会情勢が変化する中で、全ての町民が豊かな心をもち、たくましく生きていくためには、自己の充実だけではなく、地域全体の向上にも目を向け、自発的・自立的に学び合う教育環境を必要としております。



この多様多難な時代のなかで、本町の教育を一層充実、発展させるためには、「生きる力」の育成や地域との共生を大切に、変化に柔軟に対

応できる人材育成及び地域の産業や文化を支え地域に誇りと愛着を持って活動する人材育成が強く求められております。



そのためには、町民一人ひとりがそれぞれの個性や創造性を発揮し、より豊かな自己実現を図ることができるよう、新しい時代に即応した活力に満ちた教育の推進が必要であります。

こうした認識のもと、本年も本町の教育理念を「心豊かにいきいきと学び利尻の新しい時代を拓く人を育む」と定めた「めざす姿」を、

1 『自分づくり』／人として
優しく広い心づくりとたくましく生きる人づくり

2 『学びづくり』／だれもが
楽しく豊かに学べる環境づくり

3 『心豊かなつくり』／みんなの力でみんなが誇れる町づくり

と定め、その推進に努めてまいります。

以上のことを基本的な考え方として、以下の四点を基本観点として、具体的施策を実施してまいります。

1 いつでも、どこでも、誰でも、なんでも学べる生涯学習の推進

2 心豊かにたくましく生きる子どもたちの学校教育の推進

3 生涯学習に対応した社会教育の推進

4 うるおいのある町づくりの推進

の四点であります。

1 いつでも、どこでも、誰でも、なんでも学べる生涯学習の推進

いつでも、どこでも、誰でも、なんでも学べる生涯学習の推進であります。

本町においては、町民の生涯学習に対する理解も進み、その必要性から文化・スポーツ、趣味、教養を中心に生涯学習に取り組む人々が増加するなど成果を上げております。

教育行政としても生涯学習の観点に立って、地域に根ざした各種学習活動の展開に努めておりますが、時代の進展にもなつて学習要求が多様化・高度化しているため、生涯学習社会に対応した新しい学びの環境を醸成する必要があるとあります。

町民一人ひとりの学習要求に適切に 대응することができるよう、各行政機関・学校・団体等との協力を図るなかで、学習情報提供システムや学習相談体制、学習支援システムなどを充実させ、学習ボランティアを養成し、その活用も図りながら「生涯学習ボランティアバンク」や「生涯学習まちづくり出前講座」などをより一層充実させることが大切であります。

2 心豊かにたくましく生きる子どもたちの学校教育の推進

心豊かにたくましく生きる子どもたちの学校教育の推進であります。

今、子どもたちや教職員が犠牲となるような悲惨な事件が全国各地で発生し大きな社会問題となっております。

このような事件、事故を防ぐためには、学校・家庭・地域がより一層連携・協力し、地域ぐるみでその安全確保に取り組むことが大事であります。



また、学社連携・学社融合を促進するとともに、カリキュラムや学習プログラムの開発を進め、近隣市町村間の交流・連携による広域的な社会教育の推進も視野に入れ、生涯学習社会の構築とその充実を図ることが重要でありますので、その実現に努めてまいります。

昨年四月に四十三年ぶりに全国学力・学習状況調査が実施されました。十月にその結果が公表され、北海道は都道

府県単位の比較では下位にランクされる結果となりました。調査教科が「国語」と「算数」、「数学」で、調査対象が小学六年生と中学三年生ということで、その結果がその学校全体の学力と判断できるものでもないと思えますし、もとより今回の全国調査の順位だけにこだわるものではありませんが、子どもたちに、各学年においてしっかりと学力を身につけさせることは、今更改めて申し上げるまでもなく当然のことでありまして、「豊かな心」「健やかな体」の育成に加えて「確かな学力」の向上が図られ、健全な心身の育成と学力が調和のとれた「人」に育つための指導が学校教育に求められているものと考えます。

めへの指導要領に大きくその方針を変えようとしております。本町におきましても、各学校がそれぞれの学校に在籍する子どもたちの学力をしっかりと検証して、指導にあたる教員自らも資質を高めるとともに指導方法の工夫改善を図るなど、その学力向上のための努力が必要と考えます。しかし、これは、ひとり学校現場だけでは叶うものでなく、子ども育成の原点であります家庭における教育も相俟ってその向上が進むものと考えますので、学校と家庭・保護者との連携に努めてまいります。

さらには、小学校と中学校間の連携・研究、中学校と高等学校間の連携・研究の体制が大事であります。いわゆる小・中・高一貫の考え方を基に、これまで以上にその充実を努めてまいります。また、子どもたちの食生活をめぐる環境の変化に伴い、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが緊要な課題となっております。こうしたことから、子どもたちが、「早寝・早起き・朝ご飯」の生活習慣を身につけるために、家庭と学校との連携を促進し、より一層の食育の推進を図り、地域ぐるみで健全育成に努めてまいります。

いじめ問題については、未然防止と早期発見・早期対応の取り組みが極めて重要であります。学校にあつては問題を隠蔽することなく、教職員が一体となつて対応し、教育委員会としても学校が適切に対応できるようサポートする体制を整え、家庭、特に保護者、地域社会、その他関係機関の理解と協力を得て、地域ぐるみで取り組む体制を推進することが必要であると考えますので、円滑な連携に努めます。

また、子どもたちの問題行動等につきましても、未然防止と早期対応に向けて、「教育推進アドバイザー・教育相談員」を継続配置し教育相談体制等の強化に努めてまいります。また、本町におきましては、少子化による児童生徒数の減少から少人数数学級や小規模校という現況にあります。これらの特性を生かした教育の充実と社会性を育むための集合学習・合同学習、基礎・基本の定着を図る教育活動を推進してまいります。

国は、学習指導要領の改訂を決めまして、その本格実施は数年先になることと思えますが、本年三月末には新指導要領の告示も考えられる状況にあります。そのなかで、これまで進めてきた「ゆとり」教育から確かな学力向上のため



また、子どもたちの食生活をめぐる環境の変化に伴い、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが緊要な課題となっております。こうしたことから、子どもたちが、「早寝・早起き・朝ご飯」の生活習慣を身につけるために、家庭と学校との連携を促進し、より一層の食育の推進を図り、地域ぐるみで健全育成に努めてまいります。

いじめ問題については、未然防止と早期発見・早期対応の取り組みが極めて重要であります。学校にあつては問題を隠蔽することなく、教職員が一体となつて対応し、教育委員会としても学校が適切に対応できるようサポートする体制を整え、家庭、特に保護者、地域社会、その他関係機関の理解と協力を得て、地域ぐるみで取り組む体制を推進することが必要であると考えますので、円滑な連携に努めます。



小学校英語授業

次に教育環境の整備につきまして、財政状況は極めて厳しい現況にありますが、児童生徒の豊かな人間性を培う教育環境の整備を図るため、学校施設の維持保全と教材教具の充実をはじめ、教職員住宅の維持補修等生活環境の整備に努めてまいります。

以上、学校教育の推進について申し上げますが、学校教育の充実発展のため、学校・家庭・地域・行政の連携を密にし、信頼と協力のもと、利尻町の将来を担う子どもたちが「心豊かでたくましく生きる力」を育むことのできる学校教育の推進に努めてまいります。

3 生涯学習と対応した社会教育の推進

生涯学習と対応した社会教育の推進であります。

心豊かな「自分づくり」「町づくり」には、町民一人ひとりが現在の生活課題・地域課題を明確にした学習活動の推進が必要となっております。社会教育におきましても、

生涯学習の観点に立って、本年も地域に根ざした各種学習活動の展開や、町民一人ひとりの学習要求に適切に応えることができるよう、各分野の組織との連携・協力を図るとともに、各種指導者育成の充実に努め、さらに広域的な社会教育の推進を視野に入れないで、各種団体等と連携を深め、町民との協働による総合的な学習機会の創造を目指します。



また、社会教育施設・体育施設等の適切な管理・運営に充分配慮しつつ、利用実態を的確に把握し、町民が利用しやすい施設として、積極的な情報提供に努めてまいります。

また、子どもたちのふれあいを大切にした交流活動の推進、青少年団体の支援、地域の特色を生かした学習活動の推進や町づくりに参画するリーダーの育成・養成に取り組み、活動の活性化・充実に努めます。

社会の現況が変化するなか、町民一人ひとりが「自分づくり」「町づくり」の主役となり、人とのふれあいを大切に、心豊かな発想をもてる各種事業等を展開してまいります。

4 うるおいのある町づくりの推進

うるおいのある町づくりの推進であります。

町民の皆さんが、うるおいを持ち、活力ある気持ちで毎日をご過ごすうえで、芸術や文化の果たす役割は非常に大きいものがあります。

このため、町民一人ひとりが、希望をもって生活できるように、いろいろな分野の芸術・芸能等の招致活動を展開している町内の組織・団体とも連携を密にとりながら、体験

・交流事業や芸術鑑賞の機会の充実に努めてまいります。また、誰でもが、いつでもどこでも心身ともに健康で気軽に楽しめるスポーツの機会を提供や、学校におけるスポーツ活動の推進、スポーツ少年団活動の支援や指導者の育成、各種スポーツ大会への参加支援などにも引き続き積極的に取り組み、芸術・スポーツを通じて、うるおいのある町づくりに努めてまいります。

むすび

以上、平成二十年度の教育行政の執行にあたって、主要な基本方針を申し上げます。利尻町教育委員会といたしまして、社会情勢が大きく変化し、国の教育方針も大きく変わり始めています中、様々な改正にも柔軟に対応しつつ、的確に情勢を判断しながら、ともに学び、ともに楽しみ、恵まれた自然環境に感謝しながらふるさとを愛する心を育み、心豊かでたくましい人の育成と活力ある社会の構築を目指し、学校、家庭、地域と連携を図りながら、本町の教育に対するご理解と信頼を深めていただけるように、その充実と推進に努めてまいりますので、町議会議員の皆様並びに教育関係者、町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。執行方針と致します。



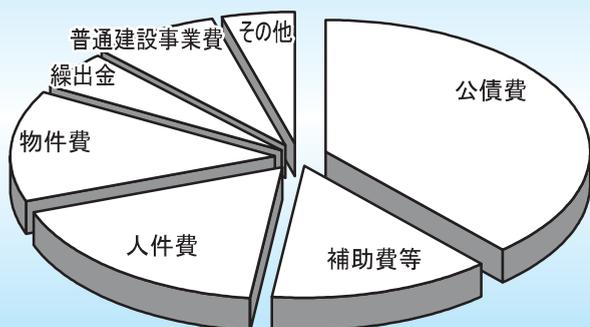
劇団四季公演

予算が決まりました!

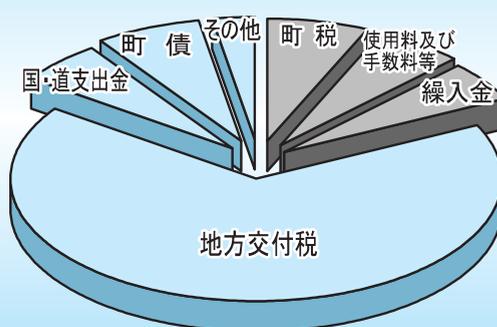
50億3,668万円

一般会計歳入歳出の内訳 総額 31億3,340万円

歳出



歳入



歳入の内訳

依存財源 26億6,045万円(84.9%)

国などにたよっている財源

地方交付税 21億8,159万円(69.6%)

市町村民税などによる収入は全国の市町村間で大きなばらつきがあり、収入の少ない町ではやりたい事業ができなくなります。そこで不均衡が小さくなるように国からもらうお金が地方交付税です。このお金は所得税、法人税、酒税、消費税、国のたばこ税が使われており、皆さんが国に納めた税金の一部が町に返ってくるかたちになります。

国・道支出金 1億9,244万円(6.1%)

事業には国や道からのお金だけで行うものや、一部国や道のお金で残りは町のお金を使うものなどがあります。このように国・道から入ってくる使い道の決まっているお金です。

町債 1億9,194万円(6.1%)

道路や港湾、建物などをつくる時、町が計画的に借り入れできるお金です。

その他 9,488万円(3.1%)

自主財源 4億7,295万円(15.1%)

利尻町が自前で確保した財源

町税 2億2,001万円(7.0%)

町民税所得割、固定資産税等は従来から、地方税法で定められている標準税率で課税しています。

使用料及び手数料等 1億8,234万円(5.8%)

町の施設を使ったときや、役場で証明書などを発行したときにかかる使用料及び手数料や、保育料などの分担金及び負担金、土地や建物の貸付料などの財産収入、諸収入などがあります。

繰入金 7,060万円(2.3%)

使用目的の決まっている預金(基金)を取り崩して町の収入に繰り入れられるものや、他の会計からの繰入金などがあります。

平成20年度の各会計

一般会計ほか全会計総額

平成20年度 おもな事業

【一般会計】

ワンド地区小規模治山事業	1,078万円
水産物供給基盤整備事業	1,220万円
沓形市街1号線 道路改良・舗装事業	12,000万円
沓形港港湾整備事業	5,010万円

【漁業集落排水事業特別会計】

仙法志地区 漁業集落環境整備事業	14,020万円
---------------------	----------

歳出の内訳

公債費 借入金返済	10億9,786万円(35.0%)
補助費等 病院等の一部事務組合や団体等への補助金	5億7,498万円(18.4%)
人件費 職員の給与費	4億8,377万円(15.4%)
物件費 施設の管理費等	3億683万円(9.8%)
繰出金 特別会計の不足額の補填等	1億5,828万円(5.1%)
普通建設事業費 道路や施設の建設費	2億8,417万円(9.1%)
その他	2億2,751万円(7.2%)

平成20年度各会計総括表

単位：万円

会計別	本年度予算額	前年度予算額	比較
一般会計	313,340	312,630	710
国保事業会計	34,428	37,029	△2,601
老人保健会計	5,774	46,564	△40,790
後期高齢者医療特別会計	4,579	0	4,579
簡易水道会計	7,288	10,886	△3,598
宿泊施設会計	29,876	32,552	△2,676
下水道事業会計	12,013	11,416	597
漁集排水事業会計	20,781	15,409	5,372
介護保険会計	33,088	32,708	380
特養ホーム会計	19,199	19,927	△728
碎石事業会計	23,302	23,888	△586
合計	503,668	543,009	△39,341

利尻町職員の給与・職員数のあつまり

町民の皆様に、町行政についてより一層ご理解を深めていただくため、
職員の給与や職員数がどうなっているのか、その概要をお知らせいたします。

〔給与〕

町職員の給与は、国の職員の給与を基準にし、毎年国や道、他の市町村とのバランスを考えたうえで、町議会の議決を得て条例で定められています。国の職員の給与を100として見た場合、利尻町職員の給与は平成19年4月1日現在89.2となっています。

〔職員数〕

町職員の数、平成19年4月1日現在で96名となっています。

主な内訳は、一般行政部門で47名、特別行政部門（教育関係）で13名、公営企業等部門で36名です。

○給与の仕組

毎月決まって支給されるもの	給 料	一般的に基本給と言われるものであり、経験年数や職員の責任の度合いによって条例で定められているもの
	扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給
	住 居 手 当	職員の住宅に対し、住宅料の一部を支給するもの
	通 勤 手 当	職員が勤務地から片道2km以上離れた所から通勤している場合に支給されるもの
実績に応じて支給されるもの	管 理 職 手 当	課長及び課長補佐職の者が給料の5%～6%の範囲で支給されているもの
	特 殊 勤 務 手 当	危険な作業や困難な業務に従事するものに支給されるもの
	時 間 外 勤 務 手 当	勤務時間を超えて勤務した場合に支給されるもの（夜間・休日勤務等）
	そ の 他 の 手 当	宿日直手当（1回4,200円）等
一定の時期に支給されるもの	期 末 勤 勉 手 当	一般的にボーナスといわれるもの
	寒 冷 地 手 当	一般的に燃料手当といわれるもの
	退 職 手 当	退職時に勤務年数や退職時の給料額に応じて、決められた支給率によって支給されるもの

○人件費の状況

平成18年度の一般会計決算のうち、人件費が占める割合は次のとおりです。

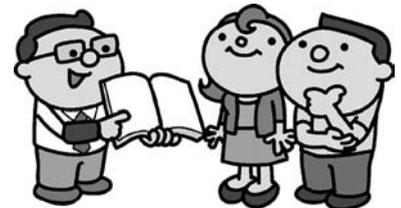
人件費には、職員に支給する給与の他に特別職に支給する報酬・給与なども含まれます。

歳出総額(A)	人件費(B)	人件比率(B/A)	17年度比率
3,346,244 千円	515,746千円	15.4%	14.7%

○給与費の状況（平成19年度利尻町一般会計）

職員数(A)	給 与 費 (B)			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
59人	221,050千円	31,259千円	86,086千円	338,395千円

※1人あたり(B/A)=5,736千円



○職員の初任給と平均給料月額（平成19年4月1日現在）

(単位：円)

区 分	初任給	採用2年 経過後の 給 料 額	経験年数区分別平均給料月額			平均年齢 (歳)	平均給料 月 額
			10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満		
一般行政職	大学卒	170,200	183,800	-	299,600	43.7	314,600
	短大卒	148,000	159,700	222,500	346,800		
	高校卒	138,400	148,000	219,200	292,500		

○特別職の給料等の状況（平成19年4月1日現在）

町長等の理事者や町議会議員の給料などは、一般職とは別の条例で定められています。



区 分	給料等月額	期末手当の支給割合（月分）		
		6月期	12月期	合 計
町 長	610,000円	1.40	1.60	3.00
副町長	565,000円			
教育長	545,000円			
議 長	235,000円	1.50	1.50	3.00
副議長	190,000円			
議 員	170,000円			

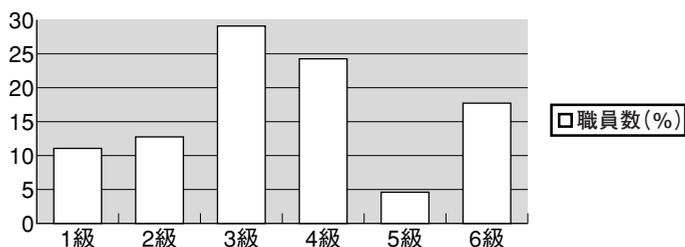
※平成20年4月より町長の給料は550,000円、副町長は530,000円、教育長は512,000円に変更になります。

○職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

手当名	内 容	備 考	手当名	内 容	備 考
扶養手当	①配偶者 13,500円	国と同じ	期末手当及び勤奨手当	[期末手当] [勤奨手当]	国とは一部異なる
	②配偶者以外の扶養親族 (2人目まで) 6,000円 (3人目から) 5,000円			6月期 1.40 0.725 12月期 1.60 0.725 合計 3.00 1.45	
住居手当	③15歳以上から22歳までの子供 5,000円	国とは一部異なる	寒冷地手当	扶養親族などの数に応じて、次の範囲で支給される。 44,000円～140,200円	国とは一部異なる
	①自己所有住宅 5,000円 ②借家で家賃が12,000円を超える場合 家賃額に応じて、27,000円を限度に支給				
通勤手当	①交通機関利用者 バスなどの運賃に応じて 55,000円を限度に支給	国と同じ	退職手当	[自己都合] [勸奨・定年]	国とは一部異なる
	②自家用車利用者 通勤距離に応じて20,900円を限度に支給			勤続20年 23.50 30.55 勤続25年 33.50 41.34 勤続35年 47.50 59.28 最高限度額 59.28 59.28	
特殊勤務手当	利尻町には4種類の特殊勤務手当があります。 ①伝染病防疫手当 ②火薬類取扱業務手当 ③潜水作業手当 ※養護業務手当H19廃止	国と同じ		※退職時特別昇給 最高8号俸 勸奨退職制度 有	

○一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

一般行政職とは、一般的に言う事務系職員のこと（税務や下水道などの担当は除く）で、現在は62名です。



級別	役職名	職員数(構成比%)
1級	主事補・主事	7名(11.3)
2級	主事・技師	8名(12.9)
3級	主任・係長	18名(29.1)
4級	係 長	15名(24.2)
5級	課長補佐	3名(4.8)
6級	課 長	11名(17.7)

このページに関するお問い合わせは、役場総務課まで
TEL 0163-84-2345 FAX 0163-84-3553
E-mail:soumu@town.rishiri.hokkaido.jp

議 会 報 告

平成19年 第4回町議会定例会

第4回町議会定例会は12月12日招集され、条例案、補正予算等を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。主なものは次のとおりです。

〔条例改正〕

◆利尻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○本条例は、人事院勧告に準じ、利尻町職員の給与等について、条例を改正しようとするものであります。

人事院は去る8月8日、国会と内閣に対し国家公務員の給与等について勧告を行い、11月2日閣議決定をして、11月26日第168回臨時国会において可決、成立いたしました。

本町においても、国に準じ若年職員の給与の引き上げ及び扶養手当を500円、勤勉手当を0.05ヶ月分上げ改定したものです。

各 会 計 補 正 予 算

	補 正 額 (増減)	予 算 総 額
一般会計補正予算 (第4号)	1億2,310万4,000円	34億3,512万4,000円
簡易水道 特別会計補正予算 (第1号)	1,151万7,000円	1億2,037万2,000円
宿泊施設 特別会計補正予算 (第1号)	△3,627万1,000円	2億8,924万4,000円
下水道事業 特別会計補正予算 (第2号)	227万0,000円	1億1,883万2,000円
漁業集落排水施設事業 特別会計補正予算 (第3号)	54万6,000円	1億5,684万3,000円
介護保険 特別会計補正予算 (第2号)	42万9,000円	3億3,266万4,000円
特別養護老人ホーム 特別会計補正予算 (第1号)	△86万7,000円	1億9,840万7,000円

※△は減額です。

一般質問



Q 今後の財源確保に向けて、どのように進めていくのか？

A 歳入の確保、歳出の削減を職員と知恵を出し合い検討していきたい。

松村議員 本年度に入り、財源確保に向け、町の資産を売却したり、財源確保に努力していることは評価しますが、

か再度洗い直しながら、歳出も抑え財政運営を進めて参りたいと思います。

まだ十分とは言えませんが、

松村議員 最近の新聞等で利

今後の財源確保に向けてどのように行財政改革を進めていくのか伺います。

尻町の実質公債費比率が26・5%と高い数字が出て、町民も非常に不安に感じていると思いますので、3月の定例会

田島町長 利尻町新行政改革実施要綱に沿って、着実に遂行していきたいと思っております。具体的に申しますと、各種団体の補助金の見直し・取り止め、退職者の不補充による人件費の削減、更には町有公共施設の統廃合等、使用料・手数料も検討が必要だと思

での一般質問に対して答弁されているとおりに財政健全化計画の策定と、それに伴う具体化した財政シミュレーションを作成し議会にも報告したいという話であったのが、まだ報告されて無いので、それらはまだ策定中なのですか。

ます。

歳入の確保についても、税収確保はもちろん、職員とも知恵を出し合い、何が出来る

逆

田島町長 実質公債費比率については、一般財源に占める公債費の返還比率の事を言うわけですが、その償還がピークにあるため高くなっています。これは、歳入の60%を占めている地方交付税が減額されており、償還がピークであればどうしても高くなっています。逆にピーク時が過ぎた場合や交付税や歳入が増えた場合は、比率が低くなってきます。3月までに健全化計画を作成するわけですが、作成する事によって、利子の高い公債費は、繰り上げて償還できるようになりますので、そういう制度資金を利用したり、やはり歳入を出来るだけ確保するには、交付税のみならず町の収入を増やす方法で、検討し、公債費比率が下がるよう努めて参りたいと思います。また、財政シミュレーションについては、3月までの間に充実、作成していきますので、その前にお示ししたいと思っております。



Q 職員の不祥事が出た場合、懲戒処分の基準を設けた方が良いと思うが？規定を設けるのは効果的だと思いますので検討してみたい。

惣万議員

最近、都道府県はもとより、市町村でも職員の不祥事に対する報道がされておりますが、町内でも以前に不祥事に対しての噂が出ておりました。

今後、職員の不祥事が出た場合、最高責任者であります町長はどのような対処をされるかお伺いいたします。

でも、事故の起きないようなシステムで取り扱っています。また交通事故については、平成18年10月に利尻町職員の交通事故等に関する規定を一部改定し、公務・公務外に問わず、事故が発生した場合は点数制での基準に基づいて処分を決定します。

田島町長 ご質問の国・都道府県・市町村において、公金の取扱いの問題、公務員の倫理問題、交通事故問題など、不祥事が後を絶ちません。

なお又、町民の信頼を裏切ることになりますので、処分

この事については決して対岸の火事だとは思ってません。特に公金を扱う部署では、十分注意し、慎重に扱うのは公務員としての当然の任務であります。

何をしたらどんな懲戒処分を受けるといふ、ある程度基準を設けた方が、町民にも理

社会福祉施設の場合入所者からお金を預かるわけですが、この適正な取扱いにつ

として感じます。

解をしていただけると思いますが、今後どのようにかंगाえていますか。

田島町長 違反した場合に戒告なり免職なり、ケースバイケースになるわけですが、点数で加算される基準で、点数によって処分が決定する仕組みで規定を制定しておりますが、いくつかの事例をつくるなど、周知を一層図っていくことが効果的だと思いますし、周知内容については内部で検討してみたいと思います。



2問目

Q ドクターヘリの導入を進めるべきと思うが？

A 十分検討して、対処していきたい。

惣万委員 道内の救急医療機

関は、2002年度には325施設あったものが、2006年には292施設に減少しており、これも医師不足により救急部門を廃止したもので、この切り札としてドクターヘリの導入を図り、全国に11機配備されております。

道内では1機のみで、札幌を中心とした100km以内に限られており、医療施設の厳しい道北地方にも導入すべきだと思います。

このためにも、道北市町村と連携し、導入の要請を進めるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

田島町長 いま現在、医師の判断で緊急ヘリが必要な場合は、町から北海道防災航空室に全道の市町村が負担金を拠出し運営している、防災ヘリ等で患者搬送を行っておりま

す。

ご質問のドクターヘリは、広域的な医療を確保するために必要なものだと思います。

北海道としても、現在策定中の新しい総合振興計画の中でドクターヘリによる救急搬送体制の整備が盛り込まれる予定ですが、国は1都道府県に1機という方針だそうです。国・道の補助を受けるとすれば大変厳しい予算状態、財政事情でございますが、人命に関わることでありますから、前向きに関係機関に訴えていきたいと思ひます。

惣万委員 現在、道東方面でもドクターヘリの要請を各市町村で進めている現状であり、緊急的な対応が出来る専門の医師・看護師を乗せて15分以内に到着すると言うことは、我々離島住民には大変良いことだと思ひますので、研究・

検討して、出来れば道北の管内市町村を集めた形で要請することが必要だと思ひます。

田島町長 ドクターヘリが稚内に導入されれば、宗谷管内・留萌管内も網羅されると思ひますので、その辺の病院の位置付け等も関連して来ると思ひますが、導入されれば医療が前進するわけですから、十分に研究しながら対処して参ります。



町政の主人公は町民の皆さんです!

議会を傍聴しましょう

定例町議会は年4回(3・6・9・12月)に開かれます。

3問目

Q 高齢者や母子家庭に灯油代の助成をする考えは無いのか？

A 本年度実施いたします。

惣万議員 灯油価格の高騰に伴い、道内各市町村で高齢者母子家庭に灯油代の助成を自治体が出てきておりますが、利尻町ではそのような考えは無いのか伺います。

田島町長 灯油の助成については、今定例会の補正予算で計上しております。

対象者は、高齢者の単身世帯・障害者世帯・ひとり親世帯の130世帯です。

助成金額は1世帯1万円で助成をしたいと考えております。

惣万議員 助成金の支給方法で、他の自治体では、受け取った助成金を他の目的に使われるという事があったようなので、その辺をきちんと支給していただけると大変ありがたいと思います。

また、ニュースで漁船漁業

者や運送業者の助成も出ており、これからの形になるのでしようけども、地元で漁船漁業をやっており、油の高騰で大変困っている状況にもありますので、その辺も今後よく調べて、地元にも少しでも良い形になるようご配慮願います。

田島町長 お説のとおり、目的に沿って使われなければ、その精神というのは、無くなってしまうので、灯油でしか使えない灯油券を発行したいと考えております。

漁業者や運送業者の助成については、政府閣議で決まっただばかりで、どういう取扱で対象者が絞られてくるか、これからになってみないとわかりませんが、漁業用燃油というはおそらく省エネエンジンの整備関係が対象となるのではないかと思います。

その点については、北海道

漁連も動いているのでしようけども、精査しながら質問の意に沿いながらやっていきたいと思っております。



Q 三町合併の進捗状況は？

A 今年中に方向付けをしたい。

蔵議員 三町合併については、今まで2回一般質問をしておりますが、町長の答弁では、ほとんど進展のない状況と受け止めています。

このことは、三町の住民生活にとって非常に大切な問題でありますので、その後三町長とは真剣に話し合いをしていくのか。

稚内との合併に目を向けていると言われる礼文町長はどのような話をしているのか。

また話し合いをしているとするならば、どのような進捗状況になっているのか伺えますか？

田島町長 今回で3回目の質問を受けておりますが、いっこうに具体性が見えず、進捗性が無いという答弁になり申し訳なく思っております。

8月1日に高橋知事が来町したとき、礼文町長も来まし

て3町で話をし、礼文町側では地域懇談会を実施し、その後議会側と協議をして正式な態度を決めたいと言ったことでした。

10月から約1ヶ月間、地域懇談会を開催し、議会とも協議をしたそうですけども、意見が集約出来ずに終わったそうなのですが、礼文町側も早く結論・方向性を見たいと言いうことで、今年中に方向付けをしたいとのことでありました。

最終的に合併するのであれば、時間も非常に厳しいところまで来ておりますから、お互い十分念頭に置きながら進めていきたいと思います。

蔵 議員 三町の住民は、合併して何があるのかという言葉が良く聞かれます。

一般的には行財政の健全化等色々ありますが、私が考えているのは利尻と礼文が1つにならなきゃ駄目だと言うことです。

そこで、利尻と礼文に海底トンネルを通すことは出来ないでしょうか。

トンネルで繋げば、礼文も医師が少なく大変ですから、救急車で利尻の病院に運ぶことが出来ます。

それから、礼文空港は閉鎖されておりまして、車でトンネルを通って、利尻空港を利用することも出来ます。

また町と漁組がタイアップして鬼脇から抜海までロープー船を走らせれば、鮮魚を礼文からトンネルを通って稚内、札幌方面に運べるというメリットもあります。

私の言うことが空論になるのか、可能性があるのか、その辺の町長の考えをお伺いします。

田島町長 合併に関連しての

有利な施策というか、考えた結果、トンネルはどうかという事ですが、可能であれば建設した方が良いとは思いますが、問題は築設するための財源をどうするかと言う事です。

もちろん町で出来るものではございませんので、国・道の予算をどう導入確保するかと言うことになります。

投資効果はどうかということは、当然要求されます。

事業費は50億・100億になった場合、その投資効果は、はつきり言えば投資する可能性が低いと思います。

確かに構想としてはあった方が良いことは理解しますが、充当する財源については私もこれだとは答えられないと思います。

これから研究なり調査をしていきたいと思えます。

2問目

Q 仙法志地区から杓形地区へ水源を引水できないか？

A 多額の事業費が掛かりますので、議会と相談していききたい。

蔵 議員 町の簡易水道は全

町に渡り整備されており、水道事業に対する住民の不満は全くないと理解しておりますが、杓形地区の水質は仙法志地区に比べ塩分濃度が高いと言いますか、水が悪いと良く聞かれます。

水源を仙法志地区に求め、杓形地区に引水できないか、杓形地区住民の要望として、町長のお考えをお聞かせ願います。

すぐに腐食するという事を聞いていますのも事実であります。

専門家に分析して頂いた結果、PHが低いため、浸食性遊離炭酸が非常に多く、給水管や給湯ポイラーに悪影響を及ぼしているのではと思います。

その改善の為に2つの方策があると考えます。機械処理でPHを改善するか、仙法志の地下水を杓形に引き込む方法です。

機械処理の施設を整備する場合は3億3000万円位、仙法志の水源を引き込む場合は4億円位掛かると見込まれております。

今後の財政事情とも考えながら、又議会と相談していきたいと思っております。

蔵 議員 3億円、4億円という数字で、それに掛ける余裕はとてもないと思えますので、将来に向けて水源の問題を解決していただきたいと思

います。

やはり杓形地区の人は、やっぱり少しでも安心した水を飲みたいと願っていますから、その辺をお願いします。

田島町長 事業費で3億円、4億円になっていきますが、この額に国庫補助が入ったり、町の純然たる持ち出しはいろいろかという所までは話をしておりませんけども、いづれにしても可能かどうか、それがまず先決だろうとおもっております。

※PH(ペーハー) 溶液の酸性度、アルカリ度を示す指数

平成18年度 各会計歳入歳出決算を認定

平成18年度の各会計歳入歳出決算の認定は、第4回町議会定例会において各会計決算審査特別委員会（委員長：七尾 啓二）が設置され、これに付託、審査されました。

同委員会の審査は、12月12日から14日までの3日間にわたり、一般会計を含む全9会計の決算について慎重に審議され、12月14日本会議において認定されました。

◎決算の内訳

区 分	収 入 額	支 出 額	差 引 額
一 般 会 計	34億 498万3,491円	33億4,624万4,078円	5,873万9,413円
国保事業特別会計	3億7,906万5,527円	3億7,066万3,922円	840万1,605円
簡易水道特別会計	1億5,488万 490円	1億4,896万5,367円	591万5,123円
宿泊施設特別会計	3億 334万4,087円	3億 242万8,383円	91万5,704円
老人保健特別会計	4億9,360万8,214円	4億8,906万5,257円	454万2,957円
下水道事業特別会計	1億5,437万 698円	1億5,342万9,713円	94万 985円
漁業集落排水施設事業特別会計	1億5,576万9,660円	1億5,425万4,038円	151万5,622円
介護保険特別会計	3億2,298万4,770円	3億1,176万3,757円	1,122万1,013円
特別養護老人ホーム特別会計	1億9,635万8,810円	1億9,337万 546円	298万8,264円
合 計	55億6,536万5,747円	54億7,018万5,061円	9,518万 686円

国民年金からの お知らせ

平成20年度の国民年金保険料は

月額「1万4,410円」(付加保険料は400円)です
付加保険料～老齢基礎年金に付加年金を生涯上乘せすることができます。
付加年金 (年額) 200円×付加保険料納付月数

平成19年度分国民年金保険料の 納め忘れはありませんか？

平成19年度分の国民年金保険料の最終的な納期限は、**4月30日**です。
今一度、納付書をお確かめの上、納め忘れがありましたら、早めに納めましょう。
たとえ1ヶ月分でも納め忘れた分がありますと、万一のときの障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合もありますので、忘れずに納めましょう。



★国民年金に関する主な届出先は次のとおりです★

★国民年金に加入する

- 「20歳になった」…役場保健福祉課町民係
⇒ 厚生年金、共済組合加入者以外の方は加入の手続きをしてください。
- 「会社を退職した」…役場保健福祉課町民係
⇒ 国民年金に加入の手続きをしてください。(配偶者も同様)
- 「配偶者の扶養からはずれた」…役場保健福祉課町民係
⇒ 第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更してください。
- 「結婚や退職で配偶者の扶養になった」…配偶者の勤務先
⇒ 第3号被保険者に種別変更してください。
- 「配偶者の勤務先が変わった」…配偶者の新しい勤務先
⇒ 配偶者の新しい会社で第3号被保険者の手続きをしてください。
- 「年金手帳をなくした」…第1号被保険者は役場保健福祉課町民係で、
第3号被保険者は配偶者の勤務先で、再交付の手続きをしてください。
- 「国民年金に任意加入したい」…役場保健福祉課町民係

★国民年金保険料を納める

- 「口座振替を始める、止めるなど」…社会保険事務所か金融機関または郵便局
⇒ 口座振替依頼書を提出してください。
- 「納付案内書をなくした」…社会保険事務所
⇒ 再発行を申し出てください。
- 「経済的な理由等から保険料を免除されたい」…役場保健福祉課町民係
⇒ 全額または半額免除の申請をしてください。
- 「学生で収入がなく保険料を後払いしたい」…役場保健福祉課町民係
⇒ 学生納付特例制度の申請をしてください。

※第3号被保険者(厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている妻(夫))に関する各種届出は、配偶者の勤務先(事業主)に届出してください。

一般の年金相談は、『ねんきんダイヤル』をご利用ください。

☎0570-05-1165

※IP電話・PHSからは「☎03-6700-1165」にお電話ください。

月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分ただし月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時00まで受付
第2土曜日：午前9時30分～午後4時

もしも…国民年金保険料の納付が困難なときは

所得の少ない方は

「保険料免除制度」 の手続きを

所得に応じて「**全額免除**」、「**4分の3免除**」、「**半額免除**」、「**4分の1免除**」があります。市町村国民年金窓口へ申請し、社会保険事務所で前年の所得などを審査し、承認を受けると、その期間の保険料の全額または一部の納付が免除されます。その他、失業などにより承認される場合があります。

30歳未満の方は

「若年者納付猶予制度」 の手続きを

30歳未満の方に限り利用できる制度です。市町村国民年金窓口へ申請し、社会保険事務所で前年の所得などを審査し、承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。その他、失業などにより承認される場合があります。

学生の方は

「学生納付特例制度」 の手続きを

在学期間中の保険料を社会人になってから払うことができる制度です。学生本人の所得がない場合や少ないことにより、保険料を納付することが困難なときは、市町村の国民年金担当窓口へ申請し、社会保険事務所で前年の所得などを審査して、承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。
※申請手続きは毎年必要です。

●継続申請もできます！

全額免除・若年者納付猶予を希望される方は、申請時のご希望により、翌年度以降も継続して審査ができ、毎年度の申請書の提出が省略できます。

※失業等を理由として承認を受けた方や4分の3免除、半額免除、4分の1免除の承認を受けた方は、毎年度申請が必要です。

◎追納をおすすめします！

国民年金には追納という制度があり、10年以内なら保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間の保険料を納めることができます。

追納することにより、保険料を納付した場合と同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。

ただし、3年目以降は、当時の保険料に加算金がつき高くなります。お早めに「追納」することをおすすめします。

ねんきん特別便をお送りしています

「ねんきん特別便」では、社会保険庁が把握している加入記録をお知らせしています。ご自身の記録にもれがないか十分にご確認いただき、訂正がない場合には同封の「確認はがき」を、訂正がある場合には「年金加入記録照会票」を、必ず提出していただきますよう、ご協力をお願いいたします。何かご不明な点がございましたら、稚内社会保険事務所までお問い合わせ下さい。

～国民年金保険料の納付は便利な口座振替で～

口座振替なら一度手続きをすれば、あなたが指定した口座から自動的に支払いされますので、毎月納めに行く手間がはげなれ、忘れの心配もなくとても便利です。

手続きは…「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」が各金融機関の窓口へ備え付けられています。

また、国から発行されている国民年金保険料納付案内書に「口座振替納付申出書」が付いていますので、どちらの申出書でも、すぐに金融機関の担当窓口で手続きをすることができます。

なお、引落日は、毎月納付の場合は翌月末日、1年前納の場合は4月末日、半年前納は1回目が4月末日、2回目が10月末日です。手続きはお早めに…

大変お得な口座振替の早割制度はご存知ですか？

通常の口座振替（当月保険料の翌月末引落し）は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると**50円（年間割引額600円）**が割引となり大変お得です。早割制度を申し込みすると翌月末の初回の口座振替にて2ヶ月分の保険料（従前の保険料と50円割引された保険料）が引落しとなり、その後の**毎月の保険料が50円割引**となります。

国民年金等についてのお問合せは…

役場保健福祉課町民係（☎0163-84-2345）
稚内社会保険事務所国民年金業務課（☎0162-32-1941）

一人乗り小型漁船のライフジャケット着用義務付け

一人乗り小型漁船での船外転落事故が多発していることから、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則が改正され、平成20年4月1日から、携帯電話等連絡手段の確保の有無にかかわらず、航行中かつ漁ろう中の小型漁船に1人で乗船される方には、ライフジャケットの着用が義務づけとなります。

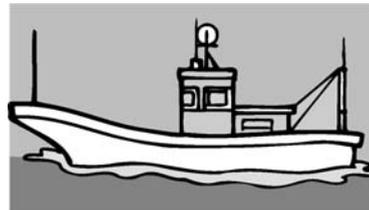
- 違反した場合、6ヶ月以内の免許停止等の処分の対象となり、再教育講習を受講しなければなりません。
- 不慮の事故に備え、漁ろう中に限らず日頃からライフジャケットの着用を心がけてください。

国土交通省海事局ライフジャケットトップページ

(<http://www.mlit.go.jp/maritime/lifejaket/index.html>)

【お問合せ先】

北海道運輸局旭川運輸支局 海事担当 ☎0162-23-5047



平成20年度 第1回北海道警察官採用試験

受付期間 平成20年4月2日～4月16日

採用予定 男性A区分 150名
女性A区分 40名
男性B区分 30名

試験日 平成20年5月11日

試験地 稚内市をはじめ道内14ヶ所

〔A区分 昭和51年4月2日から昭和62年4月1日
までに生まれた者で、学校教育法による大学等
を卒業した者。(平成21年3月卒業見込含む)
B区分 昭和50年10月2日から平成2年10月1日
までに生まれた者で、A区分以外の者〕

詳しくは、稚内警察署警務課 (☎0162-24-0110)
又は最寄りの駐在所までお問合せください。

平成20年度 調理師試験

調理、栄養及び食品衛生の専門知識についての筆記試験です。高等学校入学資格者で2年以上調理業務に従事した方が対象です。

受付期間 平成20年5月12日～5月31日

願書提出先 稚内保健所利尻支所

試験日 平成20年9月2日

試験地 稚内市

試験手数料 6,700円相当の北海道収入証紙

詳しくは保健所、保健所支所にお問合せください。

お問合せ先

稚内保健所健康推進課健康増進係

(☎0162-33-2990)

稚内保健所利尻支所 (☎0163-84-2247)

平成20年度 国税専門官募集

受付期間 平成20年4月1日～4月14日

受験資格

1. 昭和54年4月2日から昭和62年4月1日生まれの人
2. 昭和62年4月2日以降生まれの人で大学を卒業した者及び平成21年3月までに卒業する見込みの人
3. 人事院が2に掲げる者と同等の資格があると認める人

第1次試験 平成20年6月15日

第2次試験 平成20年7月28日～7月31日

試験地 第1次、第2次試験地とも札幌市

受験申込先 札幌国税局

お問合せ先

札幌国税局

〒060-0042 札幌市中央区大通10丁目

(札幌第二合同庁舎) ☎011-231-5011

平成20年度 労働保険年度更新説明会

労働保険の保険料は毎年4月1日から5月20日までの間に、前年度の確定保険料の精算と新年度の概算保険料の申告・納付を併せて行う、年度更新の手続きをすることになっております。

【説明会】

日時 4月21日 午後1時30分～午後3時

場所 稚内建設会館

【申告・納付相談所】

日時 4月1日～5月20日

午前9時～午後5時

場所 稚内労働基準監督署

お問合せ先

稚内労働基準監督署 第2課 適用徴収係

〒097-0001 稚内市末広3丁目3番1号

☎0162-23-3833 ☎0162-24-1688

労働契約法が施行されています

平成20年3月1日から、就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、個別の労働者及び使用者の労働関係が良好なものとなるようにルールを整えることを目的とした「労働契約法」が施行されています。労働契約法は、合意の原則をはじめとした、労働契約の締結・変更に関する5つの基本原則を定めたほか、これまでの最高裁判所の判例法理を踏まえた内容となっており、これにより、労働者及び使用者が、紛争が裁判等でどう判断されるかを事前に予測し、紛争の発生が未然に防止されることが期待されています。

詳しくは

北海道労働局ホームページ

www.hokkaido-labor.go.jp

厚生労働省ホームページ

www.mhlw.go.jp

をご覧ください

最低賃金法が変わります

最低賃金の決定基準や罰金の上限額、派遣労働者への適用関係など大きな改正が行われます。

【主な改正点】

- 地域別最低賃金の不払の罰金額の上限が2万円から50万円に引き上げられます。
- 派遣労働者の最低賃金は派遣先の地域（産業）の最低賃金が適用されます。
- 最低賃金額の表示が時間額のみになります。

北海道の最低賃金 時間額654円

（平成19年10月19日発効）

北海道労働局

労働基準監督署（支署）

5月1日から戸籍の窓口での法律上のルールが変わります

結婚や養子縁組などの届出の際の本人確認

結婚、離婚、養子縁組、養子離縁、認知の届出について、必ず窓口に来られた方の本人確認を行います。届出のご本人であることが確認できなかった場合は、確認できなかったご本人に対し、届出が受理されたことを通知します。

さらに、自分自身が窓口に来たことが確認できない場合には、結婚などの届出を受理しないよう申出をすることができます。

戸籍の証明書を取得する要件や手続が厳しくなります

他人の戸籍の証明を取得するには、自分の権利の行使や義務の履行のために必要な場合、国・地方公共団体の手続のために必要な場合など、正当な理由がある場合に限り、その理由を請求書に詳しく記載することが必要になります。

さらに、請求の際は、必ず本人確認を行います。なお、不正な手段で他人の戸籍の証明書を取得した者に対しては、刑罰が科せられることとなります。

離島住民航空運賃助成

助成の期限をお忘れなく

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの飛行機利用分については、運賃助成の締切りが平成20年4月30日までとなっております。

なお、期限が過ぎると助成を受けることが出来なくなりますので、航空券の半券をお持ちの方はお早めに助成をお受けください。

詳しくは、役場総務課（☎0163-84-2345）までお問合せください。



【助成を受ける場所】

役場出納係
仙法志支所

防災無線についてのお知らせ

【防災無線受信機の返却にご協力下さい】

各家庭に備え付けられている防災無線受信機についてですが、有償にて買い取られている方を除き、町からの貸与品となっておりますので、転居や家屋の取り壊し等により必要がなくなった場合には、受信機の返却についてご協力をお願いいたします。なお、破損や紛失した場合は、実費弁償していただきますのでご注意ください。

防災無線についてのお問合せは・・・役場総務課 ☎0163-84-2345 までご連絡下さい。

平成19年度 利尻町感謝状等授与式

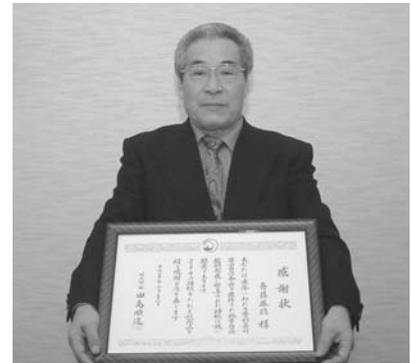
2月28日、利尻町の自治・産業経済の振興に善行のあった方々に対し、感謝状が贈られました。尚、感謝状が贈られた方々は次のとおりです。

前杓形漁業協同組合 専務
吉田末雄様

〔札幌市在住のため、後日帰町の際に賞状等を授与します。〕



前神磯自治会長
藤井敏幸様



前泉町第4自治会長
斉藤辰徳様



北海道社会貢献賞
吉田 欽 哉 氏
永年にわたり町村議会議員として地域住民の福祉の向上と、北海道の地方自治の振興発展に貢献された功績が認められ北海道知事より表彰されました。



全国町村議会 議長会表彰
高島 光 夫 氏
町村議会議員として永年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽力された功績が認められ全国町村議会議長会より表彰されました。

旭日単光章

故木村 正一氏

昭和五十四年十月に利尻町選挙管理委員に、昭和五十六年一月からは委員長に就任し、永年にわたり選挙の適正な管理執行に尽力した。特に、有権者への選挙制度意識の高揚を図るため、積極的に参加を呼びかけるなど平素から投票の棄権防止に努め、選挙期間中は、自ら町内を巡回し、正しい選挙運動の周知徹底や明るくきれいな選挙の推進に努めるなど、全国的に投票率が低下している中、投票率向上を目指して啓発活動を行ってきた功績はきわめて大きなものがあり、旭日単光章を受章され、二月二十六日札幌にて田島町長より奥様のすず様へ伝達いたしました。



4月は「未成年者飲酒防止強調月間」です

未成年者の飲酒を防止するために

成長過程にある未成年者の飲酒は、身体的、精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的な影響も大きいので、「法律により禁止されている」ということだけでなく、社会全体の責務としてその未然防止を図るべきものです。学校での教育のほか家庭や地域社会において、「なぜ未成年者がお酒を飲んではいけないのか。」をしっかりと説明し、飲酒をさせないように注意していかねばなりません。

国税庁は未成年者に酒類を販売しないよう指導するとともに、未成年者の飲酒につながる広告・宣伝をしないよう求めています。 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

歌や演奏を披露

「春よこいコンサート」
開催される

2008 / 3 / 2



みんなで森を育てましょう!

木に巻きついたりつるや下枝を払い、1本でも多くの木を守り育てる森づくり（元気な森づくり）が3月1日仙法志地区、3月2日沓形地区で実施され、約8haの林が整備されました。



街をひと歩き
まちの話題にブーイング!

～「資源の蘇生」まあるいまあるい3日間～

ゆきまるだ灯りフェスティバル2008

2月22日から24日の3日間、「利尻 島の駅」を中心に、「ゆきまるだ」灯りフェスティバルが開催され、たくさんの参加者でにぎわいました。

商店街や各学校、自宅周辺には個性のある「ゆきまるだ」が作られ、中国、スイス、ラトビアからの参加もあり「ゆきまるだ」を通じた国際交流も行われました。あいにくの悪天候のため、沖縄からの参加者は利尻に辿り着くことができず、次回持ち越しとなりました。メイン会場の中庭では、かまくらやゆきまるだ雪像、スノースケート場が設置され、利尻地ビールや、ホッケの利尻焼き等も販売されるなど、冬のイベントを楽しみました。

また、島の駅で、「海藻クラフト&二行詩コンクール」も開催され、各賞が決定しました。各賞の受賞者は次のとおりです。

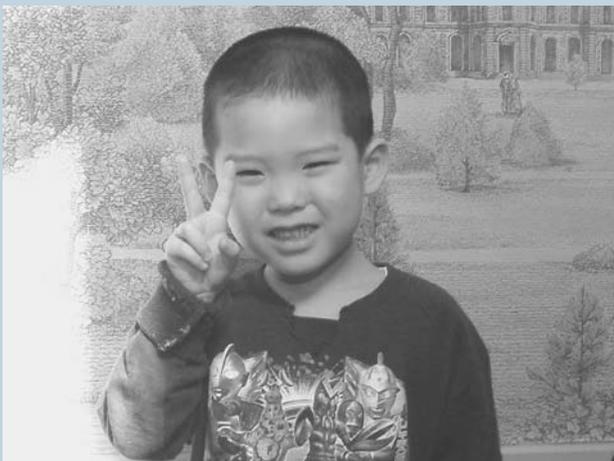


【ジュニアコンクール受賞者】

【一般特別展示受賞者】

利尻町長賞	佐藤 真恋	沓形小学校	佳作	西川 壘	沓形小学校	ミミック賞	大原 良子
ハッピー賞	木村 実季	沓形小学校	佳作	佐藤 翼	沓形小学校	甘露賞	原田 智美
わくわく賞	畑宮 悠希	仙法志小学校	佳作	八講 寛太	沓形小学校	ゴージャス賞	台丸谷 友見
ドリーム賞	原田 和弥	仙法志小学校	佳作	斉藤 拓哉	沓形小学校	特別賞	猪俣 扶由子
はやと丸賞	上野 隼	沓形小学校	佳作	富山 咲耶	沓形小学校	特別賞	工藤 めぐみ
ぱらぱら賞	平田 晋	沓形小学校	佳作	七尾 真美子	沓形小学校	特別賞	小坂 絵利奈
花いっぱい賞	大窪 亮	沓形小学校	佳作	小坂 谷有希	沓形小学校	佳作	河合 紀子
ひよっこり賞	柴田 菜々	沓形小学校	佳作	品川 華菜	沓形小学校	佳作	米谷 重見
佳作	八講 莉乃	沓形小学校	佳作	立花 美都希	仙法志小学校	佳作	来田 寛
佳作	小平 幸奈	沓形小学校	佳作	平田 莉子	沓形小学校		
佳作	成田 恵梨華	沓形小学校					

わがや の アイドル



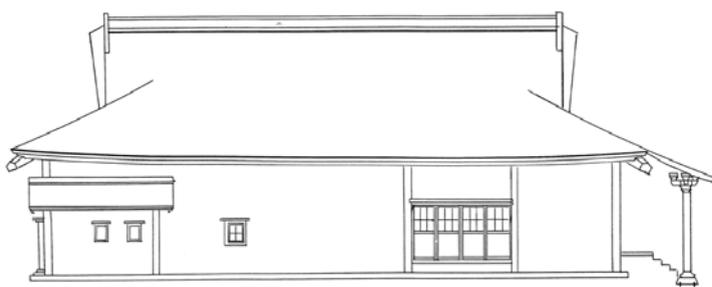
おかあさんからひとこと

とっても明るく元気な“かずき”！
夏になったら大好きな虫たくさん
捕まえようね！

和島 ^{かずき} 一輝くん (5さい)
杏形字神居 父：一美 母：つばき

● 博物館発利氏情報 ●

● 浄土真宗本願寺派北見山龍雲寺棟札

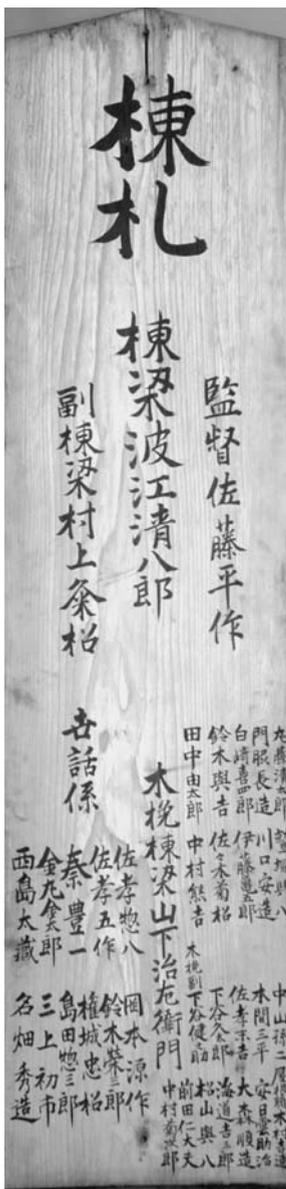


「龍雲寺本堂側面図」
『神社寺院明細表』仙法志村から

浄土真宗本願寺派北見山龍雲寺。明治三四年（一九〇一）十一月一日に本堂の建築が始まり、翌七月九日に上棟式が行われた。寺号公称は明治三九年（一九〇六）九月のこと。龍雲寺の始まりは巖間普間という人が明治二四年に創設した持仏堂から。しかしこの方は明源寺の始まりとなる説教所をつくるために杏形に移った。その後、明治二六年に仙石大智が来て説教所を創立し、寺子屋として仙法志の教育を始めている。

明治三八年六月七日に佐孝惣八、岡本源作、金丸金太郎、西島太蔵の四人の龍雲寺発起者総代が龍雲寺創立願をつくり、翌年に北海道長官へ提出。予定住職は瀧川鵬雲で富山県新川郡大田村字太田本郷の円光寺宗徒。

この龍雲寺の「棟札」が龍雲寺責任総代高松親彦さんから博物館に寄贈された。そこには棟梁波江清八郎、副棟梁村上糸松、監督佐藤平作、木挽棟梁山下治左衛門、世話係佐孝惣八、佐孝五作、秦豊一、金丸金太郎、西島太蔵、岡本源作、鈴木榮三郎、権城忠松、島田惣三郎、三上初市、名畑秀造、木挽職人や屋根職人二一名が記されている。一枚の棟札。そこには檀徒のいろいろな思いが刻まれている。



南極観測に行った

樺太犬ジャック

語り 渡邊 晃吉さん

から木戸銭とりだった。

利尻から四国へ、
再び利尻へ

四国の愛媛県新居浜市から利尻島にきたのが昭和二五年三月。新居浜高専電気科で電気主任技術者第二種の資格をとって卒業した。その時、利尻の発電所で技術者が必要だからと、杓形に居た父が四国まで迎えにきた。四国では婆ちゃんと暮らしていたんだ。

婆ちゃんが「晃吉、そろそろ親の元に帰らんか」といったんで島に帰ろうと思った。

私は昭和二年七月に杓形で生まれたんだ。父は屋根造りや島じゅうの井戸掘りなどで忙しくしていた。そのころ大黒座、富士見町にあった後の杓形劇場だね、そこに居た婆ちゃんに育てられていた。大黒座で思い出すのは小さい頃

犬飼哲夫先生が、家のジャックを見にきた。日本で初めての南極観測越冬の犬ぞりに使

うために樺太犬を探していたんだ。初めてジャックが樺太犬であることを知った。犬飼先生は毎日のように来てジャックをぜひ使わせてほしいと言った。

ちょうどその時、我が家で初めての子供が生まれるときだった。犬は安産の神様だということ、大事にせなあかんと思っていたけど、でも日本のためになるのならと思つて、三月三日のジャックの朝ご飯にたくさんの島の魚の汁を出した。ジャックは口をつけてくれなかった。稚内に行くのに檻に入れられたジャックの目から涙が流れていた。そんなこともあったんで一月に出航する東京の港まで見送りに行った。

昭和五八年に南極物語の映画を見た。そこで観測が終わって南極に残された犬の場面で、オーロラを見るために首輪から抜けでた犬が何処で亡くなったかわからないとあつ

た。これを見て、ジャックは生まれた利尻島に帰りたいと思つたからこそつながられてい

た首輪から出たはず。犬は生まれたところに帰りたい習性をと思つたら、こんな映画は見られないと思つて映画館を出た。利尻へ帰りがたかつた

ジャックを思うと、日本で初めての南極観測に活躍した樺太犬をいつまでも語りつないでいきたいと思つているんだ。

語り 渡邊晃吉さん。昭和二年七月二〇日、杓形に生まれる。札幌市在住。

採訪 平成二〇年二月二一日



南極観測に行ったジャック 家の裏庭で 昭和32年(1957年)

南極観測へ

昭和三十一年の三月。北大の

利尻町職員事務分掌一覽表

平成20年4月1日現在

町長 田島順逸

副町長 富樫 昇

教育長 保野洋一

総務課	課長 川端一輝 課長補佐 安藤敏朗	総務係	係長 (安藤敏朗)	主任 佐藤 弘人 主事 佐藤 陽子・工藤 雄介・高松 宏樹 小坂 勝敏・谷口 亮 ※財政係と管財係を統合し財政管財係配置 ※企画係を企画振興係に係名変更
		財政管財係	係長 小玉喜衛	
		行財政改革推進係	係長 村谷邦彦	
		企画振興係	係長 小坂 実	
		税務係	係長 矢田秀喜	
		管財係	(統合) 廃止	
保健福祉課	課長 北島利行 (沓形保育所長・仙法志保育所長・ 高齢者生活福祉センター所長) 課長補佐 葛西圭吾	町民係	係長 (葛西圭吾)	主任 新谷 司 主事 長内さゆり・小坂 勝哉・石川 拓哉 保健師 鎌田 美鈴・小松友紀恵
		福祉係	係長 佐野洋之	
		保健係	係長 宮道信之	
		衛生施設係	係長 西島孝人	
		保健指導係	係長 (平野ひとみ)	
	沓形保育所	主任保育士 藤井 三千代	保育士 対馬紀美子・小坂加奈絵 主任 戸田美穂子	
	仙法志保育所	主任保育士 佐孝直美	保育士 八講 有子	
	高齢者生活福祉センター		生活相談員 大窪 知史	
	地域包括支援センター所長 (指定居宅介護支援事業所長) 平野ひとみ	地域包括支援センター	保健師 工藤めぐみ・(鎌田 美鈴) (小松友紀恵)	
	指定居宅介護支援事業所		介護支援専門員 (平野ひとみ)・(鎌田 美鈴) (工藤めぐみ)	
産業建設課	課長 大腰 敏 課長補佐 飯田敏一	水産港政係	係長 平等 清文	主任 中川 広之・対馬 譲 宮田 秀彦 (ウニ種苗生産センター) 技師 中川 篤志 主事 佐藤 和久・北島 政幸・三上 信悟
		商工観光係	係長 小杉和樹	
		建築農林係	係長 八講博之	
		土木係	係長 熊谷幸男	
		上下水道係	係長 池原広文	
		下水道技術係	係長 (熊谷幸男)	
仙法志支所	支所長 松枝正敏	次長 古屋 恵一 主事 尾上 幾美		
宿泊施設	総支配人 佐々木 日出雄	主任 柴田 昭夫・鎌田 正吾 主事 塚本 雅幸 調理長 井田 作		
砕石事業所	所長 斉藤順悦	次長 平野 実一		
特別養護老人ホーム	所長 堀田秀利	総務係長 今野 淳 主任 片瀬 伸一 生活相談員 石垣 司・山本 侑矢 看護師 石橋 昭代・佐々香代子 栄養士 松谷つぐみ 介護支援専門員 来田 寛 介護福祉士 榎井 美和・八木 亜紀・入井由美子・寺屋 康貴・杉田有希子・高田 初実 梅津 匡史・山本 藍 介護助手 平野あすか		
会計管理者	鎌田 喜男	出納係 主査 川端真由美		
教育委員会	教育次長 上遠野 浩志	管理係	係長 斎藤 喜好 主任 柴田 修子	
		学校施設係	係長 張間真理男	
		社会教育係	係長 澤谷 敬 主任 張間 静也 主事 竹口 和人 社会教育主事 関根 智敏	
		生涯学習推進係	※社会教育係と統合廃止	
	学校公務補	仙小 杉森満紀子 沓中 加藤 敏文		
学芸課長 西谷 榮治	博物館	学芸係長 佐藤 雅彦		
議会事務局	局長 田尻隆志	主事 神田 健		
病院組合	事務長 不破 豊	総務係	係長 根上 光 主任 中山みゆき 主事 木村 祐城	
		経理係	係長 佐藤 佳伸	

※ [] は4月1日付け昇任 ※ [] は4月1日付け異動 ※ () は他係を兼務

ふるさと利尻の 情報をお届け! ふるさと情報サービス事業

町では、都会で暮らす利尻町出身者に『ふるさと利尻』の情報を提供し、ふるさとの絆を深めてもらうことを目的として「利尻町ふるさと情報サービス事業」を実施しています。

この事業は、1年分（2ヶ月に1回配布）の郵便料1,000円を負担いただいた希望者を会員として登録し、「広報りしり」「観光パンフレット」等を提供する事業です。

すでに登録されている会員で更新を希望される方は、住所・氏名・電話番号を記載のうえ、（1,000円を郵便切手、定額小為替、現金書留のいずれかで）お申し込み下さい。

※詳しくは右記の連絡先までお問い合わせ下さい。

〒097-0401

北海道利尻郡利尻町沓形字緑町
利尻町役場 総務課行財政改革推進係 まで
TEL 0163-84-2345
FAX 0163-84-3553

消防だより

NO.349

【火は見てる あなたが離れる その時を】



住宅用火災警報器

の設置は **5月31日** までをお願いします。

住宅用火災警報器の規格

住宅用火災警報器は、国で定める基準があります。購入するときは、国の基準に適合した住宅用火災警報器を選びましょう。

日本消防検定協会
NSマーク



《悪質な訪問販売急増中!!》

～ 不適切な訪問販売にあわないためには? ～

- 消防職員は訪問販売をしません。
- 自分の家にはどの箇所に設置する必要があるのかあらかじめ知っておく。
- 口車に乗せられて、即決・契約しないこと。
- 事前に見積りを取り、よく確認すること。
- 「無料で〇〇します」などという言葉に惑わされない。
- 罰金という言葉におびえて動揺しないこと。（罰則はありません。）



春の火災予防運動実施!
(4月20日～30日)



平成20年2月29日現在
火災出動 0件
救急出動 20件

ご厚情に感謝します

この度、次の方々から愛情銀行に金一封が預託されましたので、紙上を借りてお礼申し上げます。

- 沓形字新湊 大門健治様から、叔母 キクエ様の香典返しを廃して
- 仙法志字本町 安宅テル様から、夫 良一様の香典返しを廃して
- 沓形字富士見町 三浦敬子様から、夫 利一様の香典返しを廃して
- 札幌市豊平区 橋場 誠様から、母 ヒデ様の香典返しを廃して
- 仙法志字久連 小泉絹代様から、夫 幸吉様の香典返しを廃して
- 仙法志字政泊 三盃重雄様から、母 コト様の香典返しを廃して
- 沓形字新湊 上村慶次郎様から、妻 ヨシエ様の香典返しを廃して
- 沓形字富士見町 石川勝利様から、母 サト様の香典返しを廃して
- 利尻富士町鬼脇 石戸谷勲様から、母 はつせ様の香典返しを廃して

【利尻町社会福祉協議会】

ぴいぷる

はじめまして！ベビー

- 12月26日 (仙)本町 藤野 ^{ゆうか}由楓ちゃん (真詞)
 12月28日 日出町 中川 ^{なごみ}和ちゃん (篤志)
 1月14日 富士見町 石川 ^{ゆま}由真ちゃん (洋)
 1月15日 (仙)本町 鮎田 ^{みな}美菜ちゃん (利之)
 1月16日 神 磯 高橋 ^{かな}和奈ちゃん (秀和)
 2月12日 泉 町 高橋 ^{きりり}煌梨ちゃん (修二)
 2月19日 富 野 遠藤 ^{ももこ}桃子ちゃん (文彦)

はっぴい・うえでいんぐ

- 12月17日 政 泊  大島 修司 さん
 柴田 幸子 さん
 3月18日 富士見町  澤谷 伸一 さん
 加藤美佳子 さん

おくやみもうしあげます

- 12月16日 新 湊 大門キクエさん (87歳)
 1月20日 (仙)本町 安宅 良一さん (87歳)
 2月6日 富士見町 三浦 利一さん (86歳)
 2月28日 久 連 小泉 幸吉さん (83歳)
 3月12日 政 泊 三盃 コトさん (94歳)
 3月13日 新 湊 上村ヨシエさん (81歳)
 3月22日 政 泊 石川 サトさん (95歳)

運転免許証 更新時講習会

- 5月13日(火) 交流促進施設どんと
- 6月5日(木) 鬼脇公民館
- 優良講習 午後5時30分より

更新手続きをした方でなければ受講できません。
 稚内警察署沓形駐在所 ☎0163-84-2110

●● よせられた善意 ●●

【一般寄附】

- ◆札幌市西区琴似 寺山 弘子 様より
 一金 200,000円
- ◆札幌市豊平区 橋場 誠 様より
 一金 100,000円
- ◆仙法志字政泊 仙法志漁業協同組合 様より
 一金 1,000,000円
- ◆沓形字本町 沓形漁業協同組合 様より
 一金 1,000,000円
- ◆沓形字富士見町 利尻電業株式会社 様より
 一金 2,000,000円

【指定寄附】

- ◆沓形字新湊 上 村 慶次郎 様より
 (高齢者生活福祉センター施設備品購入資金として)
 一金 20,000円
 (高齢者生活福祉センター施設用)
 フェイスタオル 12枚

ご厚志に対し厚くお礼申し上げます

毎日の定時放送が聞けなかったり聞き忘れてしまった際には、防災無線テレホンサービス「89-4660」をご利用ください。
 ※ダイヤル式の電話機からはご利用できません。

【お問い合わせ】

役場総務課 ☎84-2345